

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に認識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令遵守の徹底と経営の健全性と透明性を確保する観点からコーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備しております。

当社は、「倫理方針」として以下を定め、金融商品取引業者として社会的責任を達成するため、投資者の保護と信頼性の向上を図ることしております。

1. 私たちは、証券市場の担い手として社会的責任を認識し、誠実かつ公正な業務を行います。
2. 私たちは、お客さまとの信頼関係を大切にし、質の高い金融サービスの提供を行います。
3. 私たちは、法令・諸規則を遵守し、社会人としての常識や倫理に照らして正しい行動をします。
4. 私たちは、人権および環境を尊重し、社会貢献に努めます。
5. 私たちは、反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨みます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社JBISホールディングス	6,860,000	7.50
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	5,449,000	5.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,999,000	4.37
株式会社広島銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	3,120,770	3.41
水戸証券株式会社	3,072,000	3.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,856,000	3.12
東洋証券従業員持株会	1,457,000	1.59
東京海上日動火災保険株式会社	1,300,000	1.42
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,090,000	1.19
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,003,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	証券、商品先物取引業
----	------------

直前事業年度末における(連結)従業員	500人以上1000人未満
--------------------	---------------

数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
西村 充市	○	<p><適合項目に関する補足説明> 取引銀行元執行役員</p> <p><社外役員の属性情報> 当社株式(14千株)を保有しており、当社の取引のある信託銀行出身者であります。同社の当社に対する持株比率は1.19%であり、当社からの借入額は3億円です。また、当社は当社に対して株式会社事務代行業務を委託しているほか、当社より委託取引等を受注しております。</p>	<p><社外監査役を選任している理由> 大手金融機関のコンプライアンス分野における豊富な経験と知識を生かして、経営の監視や適切な助言をいただくことを期待するため</p> <p><独立役員に指定した理由> 上記を踏まえ、証券取引所の規定する一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役(証券取引所の定める同おそれのある事項にも該当せず)であると取締役会で判断したため</p>
浦上 浩	○	<p><適合項目に関する補足説明> 取引事業会社の代表取締役</p> <p><社外役員の属性情報> 当社の取引先の事業会社の代表取締役を兼務しております。同社の当社に対する持株比率は0.28%であり、当社の当社に対する持株比率は、0.11%であります。また、当社は同社持株会社の事務管理の受託等、当社より有価証券取引を受託しております。</p>	<p><社外監査役を選任している理由> 事業会社の経営者としての長年の豊富な経験により、幅広い知識を有し、企業統治に関しても高い見識を有しており、社外監査役としてコーポレート・ガバナンスの充実、確立に貢献していただくことを期待するため</p> <p><独立役員に指定した理由> 上記を踏まえ、証券取引所の規定する一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役(証券取引所の定める同おそれのある事項にも該当せず)であると取締役会で判断したため</p>
上林 惇雄	○	<p><適合項目に関する補足説明> 取引銀行元取締役</p> <p><社外役員の属性情報> 当社の取引のある銀行の出身者であります。同社の当社に対する持株比率は3.41%であり、当社の当社に対する持株比率は0.32%であり、当社からの借入額は12億円です。また、当社より委託取引等を受注しております。</p>	<p><社外監査役を選任している理由> 金融機関における長年の豊富な経験を有し、また会社経営者の経験により企業統治についても高い見識を有しており、社外監査役としてコーポレート・ガバナンスの充実、確立に貢献していただくことを期待するため</p> <p><独立役員に指定した理由> 上記を踏まえ、証券取引所の規定する一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役(証券取引所の定める同おそれのある事項にも該当せず)であると取締役会で判断したため</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。上記社外役員の属性情報に係る事項は、当社の財務諸表もしくは意思決定に重要な影響を与えるものではなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはありません。

当社は、社外監査役を選任するための当社からの独立性についての特段の定めはありませんが、株式会社東京証券取引所および株式会社大阪証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にして、当社と出身先との取引関係等を勘案して決定しております。

平成24年3月期における独立役員(社外監査役)の主な活動状況は、以下のとおりです。

西村充市氏

(常勤監査役 就任年月日:平成20年6月27日、独立役員届出書 提出年月日:平成22年3月26日)

・取締役会への出席状況:開催数15回、出席回数15回(出席率100.0%)

・監査役会への出席状況:開催数12回、出席回数12回(出席率100.0%)

他に経営会議、コンプライアンス委員会に出席し、取締役会・経営会議・コンプライアンス委員会では、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。また、監査役会では、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

浦上浩氏

(監査役 就任年月日:平成21年6月26日、独立役員届出書 提出年月日:平成22年3月26日)

・取締役会への出席状況:開催数15回、出席回数12回(出席率80.0%)

・監査役会への出席状況:開催数12回、出席回数12回(出席率100.0%)

取締役会では、議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。

上林惇雄氏

(監査役 就任年月日:平成21年6月26日、独立役員届出書 提出年月日:平成22年3月26日)

・取締役会への出席状況:開催数15回、出席回数14回(出席率93.3%)

・監査役会への出席状況:開催数12回、出席回数12回(出席率100.0%)

取締役会では、議案審議等に必要発言を適宜行っております。また、監査役会では、監査結果について意見交換を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

・平成21年6月26日取締役会決議 第1回(平成21年)新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)371,000株(権利行使期間は、平成21年7月30日～平成51年7月29日です。)

・平成22年6月25日取締役会決議 第2回(平成22年)新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)439,000株(権利行使期間は、平成22年7月30日～平成52年7月29日です。)

・平成23年6月24日取締役会決議 第3回(平成23年)新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)664,000株(権利行使期間は、平成23年7月30日～平成53年7月29日です。)

・平成24年6月28日取締役会決議 第4回(平成24年)新株予約権(株式報酬型ストック・オプション)560,000株(権利行使期間は、平成24年7月31日～平成54年7月30日です。)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、社外監査役、その他

該当項目に関する補足説明

当社の株式報酬型ストック・オプションは、役員退職慰労金制度廃止(平成21年6月26日開催株主総会普通決議)に伴う役員報酬制度として取締役、監査役および執行役員に付与したものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

個別報酬の開示は行っておりませんが、有価証券報告書および営業報告書(事業報告)に報酬総額を開示しております。

平成24年3月期における取締役および監査役の報酬等の額は、以下のとおりです。

・取締役(支給人員)7名に対し161百万円

・監査役(支給人員)4名に対し49百万円

うち社外監査役(支給人員)3名に対し29百万円

・合計(支給人員)11名に対し210百万円

なお、当社は、社外取締役を選任しておりません。

※上記の事業年度に係る報酬等の額のほか、使用人兼務役員に対する使用人給与相当額(賞与を含む)として200万円を支給しております。

※上記の報酬等の額には、上記の事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額(取締役140万円、監査役100万円)が含まれております。

※上記の報酬等の額には、上記の事業年度に係るストック・オプションとしての新株予約権の付与(平成23年7月28日開催の取締役会決議に基づく)による報酬額(取締役430万円、監査役800万円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役に対する報酬は、定時株主総会決議(平成18年6月29日定時株主総会決議:取締役報酬額は年額420百万円以内(※使用人分給与は含まれない。)、監査役報酬額は年額90百万円以内)に基づく報酬となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当部門を監査部とし、定期的に監査役会に対し、社内監査状況を報告しております。また、監査役会においては代表取締役との会合、各取締役または使用人を随時招聘できることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人設置会社であります。監査役会を設置することで、取締役の業務執行に対する監査および牽制機能が期待でき、ひいては株主全体の利益の追求につながると判断しております。また、執行業務についての審議・報告等、コーポレート・ガバナンスが有効に機能する体制を整備すべく、経営会議をはじめ各種委員会を設置しております。当社各機関の内容は次のとおりです。

<取締役および取締役会>

当社は7名の取締役を選任しております。重要な経営判断を要する事項については、取締役全員は取締役会(定時取締役会は原則毎月1回開催、臨時取締役会は必要に応じて開催)や経営会議を通じて審議し決定しております。社内取締役の多くは、当社の複数の部門について豊富な

経験を有し当社事業において取締役が相互に牽制できる状況にあり、社内取締役による実効性、効率性のある意思決定をしていることから現状の体制を採用しております。

なお、社外取締役ににつきましては、選任しておりません。

<監査役および監査役会>

当社は、監査役制度を採用しており、平成24年6月28日現在、監査役4名(うち常勤監査役2名、社外監査役3名)で監査役会が構成されております。社外監査役3名は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立役員であり、金融機関に長く在籍し、または、上場会社の経営者を長く経験しており、財務・会計に関する知見を有しております。

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議や執行役員会にも出席し、業務監査、会計監査を実施しております。また、監査役会は原則毎月1回開催され、各監査役は監査内容を報告、共有化等を図っております。

<経営会議>

経営会議は、原則毎月2回開催し、取締役社長および取締役社長の指名する取締役をもって構成しており、また、監査役は経営会議に出席し、意見がある場合は、意見を述べるすることができます。経営会議では、取締役会付議事項およびその他重要事項を協議しております。

<執行役員会>

当社は、業務執行の迅速化と企業経営の監督機能を高め、取締役会の活性化と経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。平成24年6月28日現在、執行役員の員数は7名(常務執行役員3名、執行役員4名)となっており、取締役会が決定した基本方針の下でそれぞれの担当領域の業務執行を行っております。また、執行役員会は原則3ヶ月に1回開催され、執行役員のほか、取締役、常勤監査役が出席し、業務の進捗状況の把握および経営の意思統一を図っております。

<コンプライアンス委員会>

コンプライアンス委員会は、随時、必要に応じて開催し、取締役社長の任命する委員をもって構成しております。コンプライアンス委員会は、経営会議の諮問機関として、法令または定款に定める事項の適正性の確保および社内のコンプライアンス体制の整備に関する事項を審議し、コンプライアンスに関する諸問題の検討を行っております。

<公正委員会>

公正委員会は、随時、必要に応じて開催し、取締役社長の任命する委員をもって構成しております。公正委員会は、経営会議の諮問機関として従業員に対する公正な表彰および制裁の取扱いの付議・答申を行っております。

<情報開示委員会>

情報開示委員会は、随時、必要に応じて開催し、取締役社長の任命する委員をもって構成しております。情報開示委員会は、経営会議の諮問機関として財務諸表等が適正に作成されていること等の確認を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役および監査役会を設置しており、監査役4名のうち3名を社外監査役で構成しております。

社外監査役は、他業種出身者であることによる客観性、会社経営者としての豊富な経験、知識、企業統治に関する高い見識を有しており、取締役会および経営会議に出席し、意見を述べるなど取締役の職務の執行を監視しております。

社外監査役については、業種を問わず幅広い分野から、会社経営者としての経験、金融機関または企業の経理業務等の経験による財務および会計に関する相当程度の知見などの点を考慮し、候補者の選出を検討しております。

社外監査役による監査は、監査役が取締役会や各会議体への出席、稟議書や証憑類等の監査を通じて会社財産の保全に努めております。

なお、社外取締役ににつきましては、選任しておりません。当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、客観性、中立性が確保された経営監視の機能が重要であると考えており、監査役4名中3名を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である社外監査役とすることで経営への監視機能の客観性、中立性が確保されるため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成24年定時株主総会招集通知については総会日約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した株主総会の開催を行うよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	平成22年6月開催の定時株主総会よりインターネットにより議決権を行使できる環境を整備しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成22年6月より、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
その他	平成23年6月よりホームページに定時株主総会招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	開示資料については全てホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は、経営企画部企画課です。 同課は、主に機関投資家等のミーティングおよび報道機関の対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	チャレンジ25キャンペーンに賛同し、チャレンジャー登録企業になり、クールビズを実施しております。 環境社会検定試験(eco検定)普及のため、エコピープルサポート企業に登録し、役員に資格取得を促進しています。
その他	中期経営計画においてCSR重視の姿勢を明記しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制システムに関する基本的な考え方＞

当社では、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制システム構築の基本方針「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議」を策定し、これに基づいて、内部統制の体制を整備し、適切な運用に努めております。

＜内部統制システムに関する整備状況＞

(取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス体制に係る社内規程を整備し、役員が法令、定款および社会通念等を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。また、経営会議の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置し、同委員会を中心に役員教育等を行っております。同委員会の活動は定期的に取締役会および監査役会に報告しております。さらに、内部通報制度を整備し、監査部への通報や相談ができる仕組みを構築しております。

また、「倫理方針」、「行動指針」および「反社会的勢力に対する基本方針」に則り反社会的勢力に対しては断固とした姿勢で臨むことを宣言しております。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制)

株主総会議事録、取締役会議事録等会社機関の議事録、会計帳簿等の法定帳簿および稟議書、契約書等の重要書類については、文書管理規程で保存期限を定め、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規則」を定めており、全社のリスクに関する統括部署として監査部リスク管理室を設置しております。監査部リスク管理室は、「リスク管理規則」に基づいてあらかじめ具体的なリスクを想定・分類し、個々のリスクにつき特定・計測・コントロール・モニタリングを行い、リスク管理に関する事項を定期的に取締役会および監査役会に報告しております。また、総務部は、BCPマニュアルを整備し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整えております。さらに、監査部がリスク管理の状況を定期的に監査し、その状況を取締役会および監査役会に報告しております。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の業務執行状況を監督しております。取締役会が定める基本方針に基づく具体的な業務執行に関する事項については、機動的に協議ができる経営会議を設置しております。また、執行役員制度を採用することにより、執行業務権限と責任を明確にし、取締役は経営の効率化、監督機能の強化を通じて、事業構造改革を迅速に進めることができる体制を整備しております。

(使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

「経営理念」、「綱領」、「倫理方針」、「行動指針」、「利益相反管理方針」および「反社会的勢力に対する基本方針」を制定し、企業活動の根本的理念を明確にするとともに、社員の業務に関する規定等を整備しております。

(当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

「綱領」、「倫理方針」、「利益相反管理方針」および「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を図っております。また、「関係会社の管理に関する規程」を定め、経営企画部が子会社から資料提出を求めるなど事業の総括的な管理を行い、当社監査役および監査部が定期的に監査を行っております。

(監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項)

監査役を補助すべき使用人は、監査部に属する使用人としております。取締役は、職務を補助すべき使用人がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないよう配慮しております。

(職務補助者の取締役からの独立性に関する事項)

監査役を補助する者の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分には、監査役会の同意を得なければならないものとしております。

(取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制)

取締役および使用人は必要に応じ定期的または適宜監査役会に出席し、監査役より要請のある事項について報告する体制としております。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

取締役は、監査役を補助する者の取締役からの独立性を確保するための必要な体制の整備に努め、監査役会は、取締役社長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換をしております。

(財務報告の適正を確保するための体制)

財務諸表等の作成にあたって、規程等で業務分担と責任部署を明確にし、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した会計方針に則り、財務諸表等を作成しております。作成された財務諸表等については、その適正性を確認するため情報開示委員会により、財務諸表等が適正に作成されているか確認が行われております。その結果は取締役会で承認され、取締役および監査役は、会計監査人より財務諸表等の記載内容に関する指摘事項を確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「倫理方針」、「行動指針」および「反社会的勢力に関する基本方針」において反社会的勢力の排除を明確に謳っております。この基本理念に則り、総務部を反社会的勢力排除に関する統括部署とし、本店および各支店に不当要求防止責任者を設置することにより、当社と反社会的勢力との関係遮断に努めております。さらに、証券市場における反社会的勢力の排除にも積極的に取り組んでおります。反社会的勢力との関係遮断のため「反社会的勢力との関係者遮断に関する規則」等を整備し、役員に対する研修活動の実施に努めております。また、取引所等証券関係機関の反社会的勢力対策を目的とした諸規程等の改定にも迅速に対応できる体制の構築に努めております。警察関連機関や法律事務所等の外部機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集、管理、対策に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

当社は、会社情報の適時開示にあたって、株主および投資家等にとって当社発行有価証券の投資に際し、重要または有用であると判断される情報について、金融商品取引法その他法令および当社発行有価証券の上場する証券取引所の適時開示規則等を遵守、また、速報性ならびに正確性を優先し、適時開示に努めております。

2. 適時開示に係る当社の社内体制の状況

当社では、会社情報の適時開示について、経営企画部を専任部署とし、以下の体制により対応しております。

(会社情報収集)

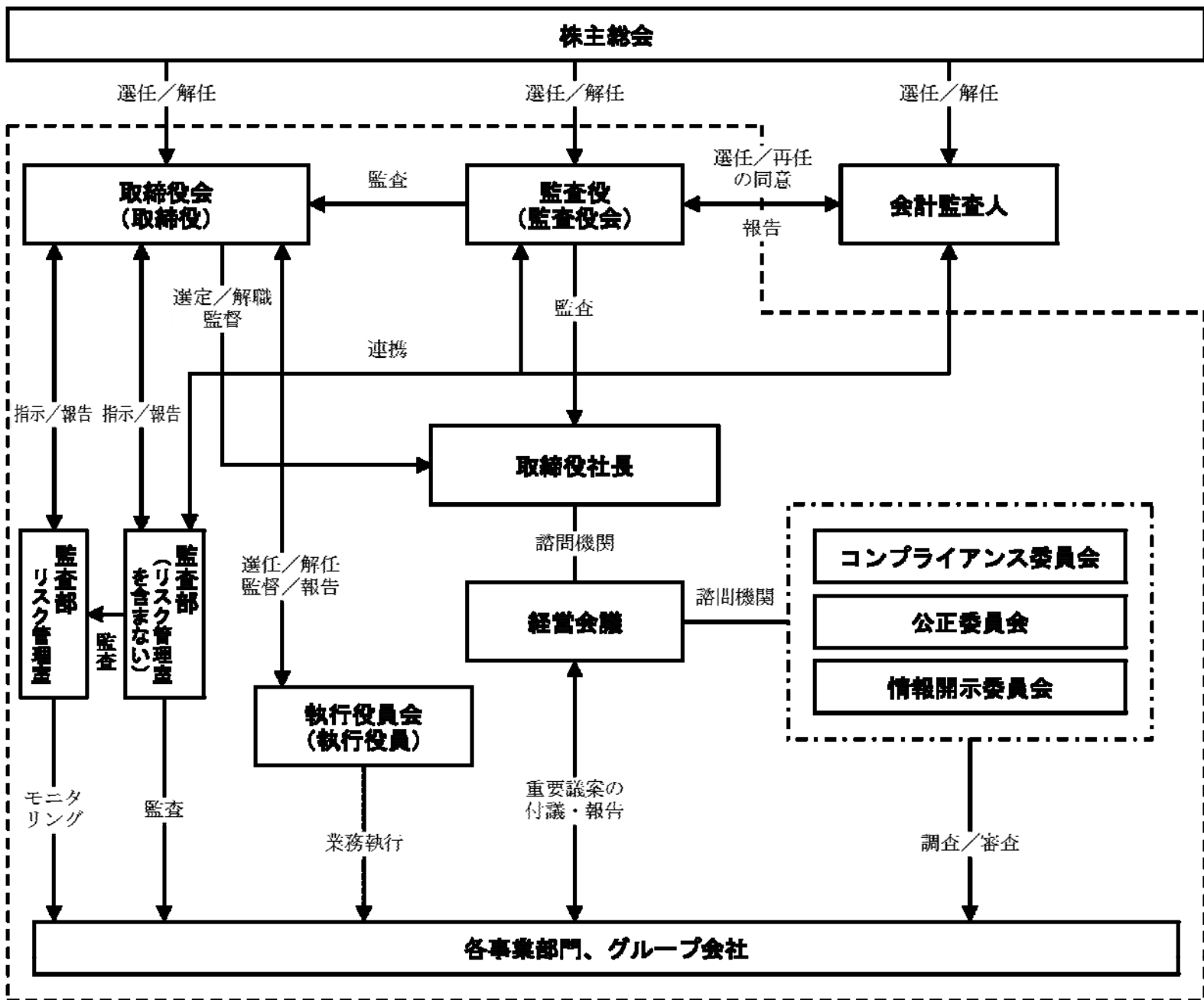
当社ならびに連結対象子会社の情報は、本社経営企画部に集約することとしております。また、経営企画部は取締役会等、重要事項決定機関の事務局であるため議案審査等により先行的に情報収集を行える体制となっております。

(適時開示判定)

情報収集部署である経営企画部は集約された情報について、速やかに金融商品取引法その他法令および当社発行有価証券の上場する証券取引所の適時開示規則等と照合し、適時開示の必要性について審査を行い、その結果を付して取締役会等に付議し、開示の最終決定を行います。なお、緊急を要する場合は代表取締役が取締役会等に代わって決定を行いますが、開示内容およびその判断については、その後開催される直近の取締役会において報告することとしております。

(外部公表)

開示が決定された情報については、合理的かつ最善の方法により、速やかに所定の開示手続きを行います。また、開示情報については各種報道機関への伝達とともに当社ホームページに掲載するなど株主および投資家等が取得し易い措置を施しています。この他、開示後のフォローアップとして外部からの問合せについては経営企画部が統括窓口として、その対応を行うこととしております。



適時開示体制概要図

